

## 2 令和2年度事業計画について

公益財団法人しまね文化振興財団

# 令和2年度 公益財団法人しまね文化振興財団

## 事業計画書

### 1. 基本方針

しまね文化振興財団は、「島根県文化芸術振興条例」や、文化芸術の多様性を生かし、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との関わりを意識した「文化芸術基本法」等の趣旨に沿い、島根県の伝統文化をベースにした多様な事業の発信を行うほか、次世代を担う子どもたちのための事業や社会包摂を意識した事業にも積極的に取り組みます。また現在、島根県で策定が進められている「島根創生計画」も意識しながら島根県全域の文化芸術の振興を図っていきます。

令和2年度は、グラントワ開館15周年を迎え、松竹大歌舞伎公演やフランチャイズ団体公演のほか伝統芸能団体等による記念事業を島根県民会館と連携し展開します。

### 2. 事業実施要旨

- (1) 指定管理施設（島根県民会館、グラントワ、風土記の丘）、管理運営受託（少年自然の家）は、引き続き施設の設置目的に沿って質の高いサービスを提供し、受託者としての責務を果たすとともに、その活動を通じ島根県の文化芸術の振興および児童・生徒に対する教育の一環を担っていきます。
- (2) 法人全体の事務の見直しと効率化を継続して進めていきます。また、働き方改革関連法の施行を踏まえ、働きやすい職場づくりを進めます。
- (3) 中長期的な視点に立ち、財団の将来を考える勉強会を引き続き実施します。専門性の高い人材の確保は財団の強みであり、職員の資質向上のための研修を体系化し継続的に実施します。

### 3. 取組概要

#### (1) 事務局

##### ① 公益信託「しまね文化ファンド」事務局運営事業

県民の文化芸術活動を支援する助成制度として、受託銀行の事務規定に則り、適正な運営に努めます。また、文化団体とのネットワーク構築を図り、継続活動に対する助言やサポート、他の助成制度の斡旋やアドバイスも行い、総合的な文化支援窓口としての役割を担っていきます。

同時に他の中間支援組織と共同で「助成金合同説明会」を開催し、当ファンドの周知・浸透を図るとともに、支援団体の掘り起こしに努めます。

○採択実績：令和元年度 54 件 採択金額 41,100 千円

○助成金合同説明会：4 月、10 月 県内各地で開催予定

## ②写真文化事業

島根ゆかりの写真家・並河萬里氏の写真・フィルムの保存整理やデジタルデータ化を進めるほか、島根県内外で展示や作品の貸出しを行います。

令和2年度は、平成28年以来約5年ぶりに荒神谷博物館と共催で「並河萬里写真展」を開催します。

なお、令和元年度に県外2か所で巡回展を行った「東京藝術大学スーパークローン文化財展」は、令和3年度以降も全国に巡回予定で、並河氏が撮影したシルクロード写真も出展し、引き続き周知に努めます。

### ○並河萬里写真展

会 場	開催期間(予定)
荒神谷博物館	令和3年2月20日(土)～3月22日(月)

## ③人材育成事業

専門性の高い人材の確保は財団の強みであり、職員の資質向上につながる研修や資格取得補助などを継続して行います。

- 新規採用職員研修、公益法人会計研修
- 専門分野の研修（舞台技術、学芸、アートマネジメント等）
- テーマを絞った研修
- 施設運営上必要な資格の取得・更新費用の補助

## (2) 島根県民会館

### ① 管理運営方針

#### 第3期指定管理期間のテーマ

#### 「県民文化活動の拠点として「しまね文化力」創造のプラットフォームとなる」

「県民文化活動の拠点」である県民会館の機能を最大限発揮し、「文化の力でしまねを元気にする」プラットフォームの役割を担うため、5つの基本方針を掲げ管理運営を行います。

【5つの基本方針】
① 県民が質の高い文化芸術に親しむ場を提供する
② 県民の多様な文化芸術活動を支援し、地域・文化芸術団体の発展を支える
③ 地域の伝統や特色ある地域文化を発掘・発展させ、新しい文化芸術を創造する
④ 県民の豊かな文化芸術活動を育成するため、新しい創造の芽を育む機会を提供する
⑤ 地域・学校・文化芸術団体・公立文化施設等と連携し、県内に文化芸術活動を展開する

この基本方針に基づき、文化事業・文化芸術活動の支援・広報利用促進事業・貸館事業の各事業を展開します。特に2020年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、地域の特色ある文化芸術活動を発信する取組みとして「しまね伝統芸能祭」を開催し、島根の魅力をアピールしていきます。

また、次世代を担う子供たちや障がい者などに対して文化芸術に親しむ機会を提供するような社会包摂を目指した取組みも継続して行い、未来に向けた展開を積極的に進めます。

### ② 文化事業

#### 2020年度テーマ

#### 「文化芸術による新たな価値の創出」～地域文化資源の発掘と発信～

鑑賞事業、育成事業、創造事業の循環サイクルによる事業展開で、県内文化芸術振興をけん引する拠点施設としての役割を継続して担っていきます。

2020年は東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ、日本文化を見つめ直し世界へ発信していく機会と捉えられており、東京を中心に全国でも様々な事業が展開されます。島根県民会館では、グラントワ（いわみ芸術劇場）と協働で、島根県の伝統芸能の魅力再発見と発信していくことを目的に、島根の伝統芸能を集めた「しまね伝統芸能祭」を開催します。賛同いただいた県内の公共ホール3施設を含む県内5か所での公演や、専用ホームページを起ち上げて国内外に発信します。

また、文化芸術や劇場の特色を活かした共生社会の実現を目指し展開してきた取組みを、2019年からは「インクルーシブシアター・プロジェクト」として本格始動しました。2020年は障がいのあるなしの垣根を越えて市民参加者と創るダンス公演、知的・発達障がいなどを持っていることで劇場との関わりの薄かった子どもの鑑賞体験事業「劇場って楽しい!」、視覚障がい者が舞台芸術をより楽しむための「音声ガイド解説者養成講座」など、継続的・中長期的な計画により実施することで地域社会の中の劇場として新たな価値が定着していくよう努めます。

#### a 鑑賞事業（おもな事業）

	事業名	会場	開催日
館内	劇団四季 「The Bridge～歌の架け橋～」	大ホール	11月10日(火)
	島根県民会館 名画劇場	中ホール	通年
館外	地域ステージ（2～3箇所）	県内文化施設	8月～12月
	しまね映画祭	県内各地	9月～11月

#### b 育成事業（おもな事業）

	事業名	会場	開催日
館内	舞台芸術アカデミー	中ホール 他	通年
	ステージクリエイター次世代育成	中ホール 他	5月
館外	公共ホールネットワーク事業 「しまね伝統芸能祭」	県内公共ホール	9月～11月
	文化芸術による子供の育成事業	県内学校 35校	6月～2月

#### c 創造事業（おもな事業）

	事業名	会場	開催日
館内	インクルーシブ・シアター・プロジェクト	大ホール他	通年
	しまね地域伝統芸能祭 (クロージング)	大ホール	11月22日(日)
館外	県内アーティスト発掘公演	県内文化施設	8月～12月
	しまね映画塾	江津	6月～11月

### ③文化芸術活動支援事業

公立文化施設や文化芸術団体・個人、NPO法人、実行委員会などの主体性を尊重し、活動しやすい環境を整備する取組みに力を入れ支援を行います。

#### **a 県民、文化芸術団体の文化芸術活動支援**

舞台技術等の専門職員のノウハウや事業をコーディネートするなかで培った経験を広く県民、文化芸術団体に提供することで、プラットフォームの役割を担っていきます。

- 相談窓口・公演支援
- 団体支援（アウトリーチネットワーク他）
- 学校活動等支援（島根大学連携、島根県立大学連携、高等学校文化連盟等）

#### **b 公立文化施設等の能力向上**

県内各地にある公立文化施設を活性化することで文化芸術活動が盛んになるよう支援を行います。

- 公立文化施設協議会
- ステージテクニカルアカデミー

#### **c 活動を支援する人材の育成**

アートマネジメントや舞台技術を学ぶ機会を設け、地域での活動を担う専門人材の育成を図ります。

- アートマネジメント講座
- 舞台技術研修会
- スタッフ研修会

#### **d 芸術文化情報の収集・提供**

県民に文化芸術を身近に感じていただくため、県内の文化情報収集・提供や県民会館の情報誌発行等を行います。

- 情報誌発行、WEB 情報発信

### **④ 広報・利用促進事業**

県民文化活動の拠点となる県民会館の役割を発信し、文化芸術活動の裾野が広がるような情報発信を目指していきます。また、会館の活動に対する県民の理解促進を図り、来館者や利用者の獲得に努めます。

#### **a 広報事業**

ホームページ、紙媒体などでの広報や地域と連携した賑わい事業などを通じて、親しみやすさや魅力発信に努めます。

#### **b 誘客促進事業**

ロビー・屋上などを使い、年間を通じて、老若男女を問わず様々な方に賑わいの場を提供するよう努めます。

### c 入場券の販売促進

インターネット上でのチケット販売を進める取組みを行い、県民の方がチケットを買い求めやすい環境整備に努めます。

### d 地域との連携

松江城の向かいという立地もあり、観光関連のイベント、周辺地域で開催される取組みと連携し、地域の活性化に努めます。

### e 利用促進

稼働率・利用料金収入目標

施設名	2020 年度目標	指定管理申請時の目標
大ホール	66%	66%
中ホール	71%	71%
楽屋	27%	27%
会議室	46%	46%
展示・多目的ホール	46%	46%
リハーサル室	72%	72%
利用料金収入	80,000,000 円	72,400,000 円

## ⑤貸館事業

県民文化活動の拠点として活発に利用される施設を目指し、簡易な料金表の提示や適切な減免を行い、利用者にとって使いやすく公平な貸出に努めます。

### a 利用料金の設定、料金表

- 利用を検討しやすい料金表  
冷暖房料を含んだ料金表、モデル料金表の提示
- 割引料金の設定を継続適用  
割引料金により年間を通じた利用促進
- 延長料金の継続適用  
開館時間外の利用者サービス体制を維持するため延長料金を徴収

### b 減免の基準

- 5割減免  
次世代を担う子供たちの豊かな感性や創造力を育む機会を提供するため、現行どおり、小・中学校の行う教育的・文化的な催し物に加え、保育所及び幼稚園が行う教育的・文化的な催し物も、未来への投資として5割減免とします。

○文化活動についての減免（2割・3割減免）

島根県文化団体連合会加盟団体の行う文化活動を始めとする県民の主体的な文化活動について減免を行うほか、通常は一年前からの予約受付を13ヶ月前から優先的に受け付け、重点的に支援します。

○公共的な活動を行う障がい団体・福祉団体等が主催するものについての減免（2割減免）

公共的な活動を行う障がい団体・福祉団体等が主催するもので、広く県民福祉の向上に資するものについて、2割減免を行います。

**c その他**

**減免規程**（利用料金の減免 条例第15条）

第5条

条例第15条の規定により利用料の減免を受けようとするときは、利用料減免申込書(様式6号)を、利用申込を行う際に提出しなければならない。

2 利用料金を減免する対象事項と減免率は、次のとおりとする。

減免対象事項		減免率
1	教育委員会、児童福祉法第39条第1項に定める保育所（以下「保育所」という。）又は学校教育法第1条に定める学校（以下「学校」という。）が主催して、乳幼児、小学生及び中学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	5割
2	教育委員会又は学校が主催して、生徒（ただし、中学生を除く。）及び学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	2割
3	公共的団体が、慈善を目的として行う芸術文化公演事業	3割
4	芸術文化鑑賞を目的とする団体が、年間4回以上行う芸術文化鑑賞事業。（鑑賞団体対象）	2割
5	芸術文化活動や文化振興を目的とする公共的団体(公益団体等)が行う芸術文化公演事業。（NPO等の法人・団体を対象とする）	2割
6	島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会またはそれらの加盟団体が行う芸術文化(公演・展示)事業。	2割
7	月2回以上定期的に利用する場合で、理事長が認めるもの。（教室を対象とする。）	2割
8	公共的団体のうち、障がい団体・福祉団体等が主催して行う大会等で理事長が認めるもの。	2割
9	その他、理事長が特に認めるもの。	2割



〔備考〕

1. 1号2号において、教育委員会、保育所又は学校に準じるものが、乳幼児、児童、生徒及び学生等のために教育的、文化的な催し物を行うときも同様とする。
2. 1号、2号において、鑑賞を目的として、乳幼児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は、「入場料1,000円以下」の使用料とする。
3. 1号で定める乳幼児、小学生又は中学生、2号で定める生徒又は学生の両方を対象として教育的、文化的な催し物を行う場合、2号を適用する
4. 6号においては、主として当該団体が出演又は出品する場合とする。

## ⑥利用者サービス向上

すべての県民が等しく文化芸術に親しむことのできる場の提供を目指し、利用者サービスの向上に努めていきます。

### a 利用者サービス向上策

- チケット販売
- 施設利用予約、代替施設の紹介
- 観光案内、周辺エリアの紹介
- 舞台相談窓口の運営

### b 苦情等トラブルの未然防止と対応策

毎日行う朝礼では、施設内で開催される行事や注意事項の職員周知を行い、トラブルの未然防止や対応策の情報共有を図ります。

### c 利用者等の要望の把握及び対応策

アンケート・懇談(意見聞き取り)・メール・会話等から得られた内容を整理し、要望の把握に努めます。課題として認識されたものは、館長・課長を中心に対応策を協議し迅速な対応を行います。

### d 利用時間、休館日

午前9時から午後10時まで

毎月第2・第4月曜日(祝日と重なる場合は、その翌日)、年末年始(12/29～1/3)、点検等のための臨時休館日

## ⑦施設の維持管理・危機管理

築50年を超える建物であり、バリアフリー化も十分になされていない所があります。危機管理上も注意すべきところが数多くあり、修繕・点検に力を入れて取り組んでいきます。また、設置者である県に施設の状況を適宜報告し、必要な措置を取っていただくよう努めていきます。

## a 個人情報の取り扱いについて

### (a) 個人情報の取得

利用目的を明らかにし適正な方法で取得します。

### (b) 個人情報の利用

個人情報保護の重要性を認識し、利用目的の範囲内で利用します。

### (c) 個人情報の管理

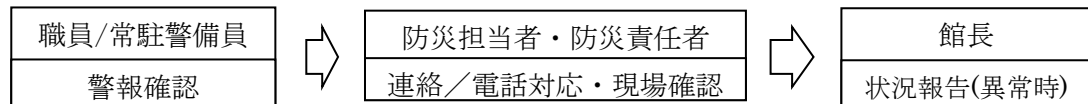
必要な安全対策を実施します。

## b 緊急時の危機管理体制・対応・防災対策について

### (a) 危機管理マニュアルの整備

基本	危機管理マニュアル		
	事故	テロ・騒動	自然災害
<ul style="list-style-type: none"><li>基本方針</li><li>判断基準・行動基準</li><li>基本組織体制</li><li>危機管理教育</li><li>危機管理関連書類</li><li>危機管理関係予算及び執行</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>火災</li><li>停電</li><li>人身事故</li><li>設備損壊</li><li>周辺施設の事故</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>不審者侵入</li><li>爆破予告、爆弾騒動</li><li>悪臭騒ぎ</li><li>感染症</li><li>嘔吐物対応</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地震</li><li>風水害</li></ul>

### (b) 緊急時の対応



### (c) 防災対策

建物・設備の日常点検を通じて、被害が最小限になるように努めます。  
また、消防訓練等の訓練を通じて、職員が適切な対応を取れるように努めます。

## c 施設の維持管理について

- 設備の定期的な保守点検の実施、警備・清掃業務の日報報告、職員による日常的な自主保守点検を実施します。
- 施設維持の委託先との連絡を密に取り、円滑な施設運営に努めます。
- 舞台設備の点検日程を可能な限りまとめて効率の良い保守点検を行うために、ホールの集中保守点検日を設けます。

## d 経費の効率的な執行

### (a) 環境負荷低減への取組み

- 環境マネジメントシステムへの対応  
仕様書で示された「環境マネジメントシステム」への対応を踏まえ、環境

負荷低減に向けた取組みを継続します。

#### **(b) 維持管理費の堅実な執行**

- 固定費の縮減
  - ・ 日常業務のこまめな管理により、固定費の縮減に努めます。
- 維持管理・修繕・更新コストの抑制
  - ・ 修繕を行う際は、長寿命・高耐久の性能を持ち、日常的に入手可能な部材選定を基本とします。
- 点検費用の縮減
  - ・ 保守点検内容は、年度ごとに見直し点検費用の縮減を図ります。
- 機械警備による効率化
  - ・ 夜間警備は機械警備を導入するとともに常時1名が常駐して、警備の効率化を行っています。

#### **e 外部委託・進行管理**

##### **【進行管理方法】**

- 仕様書は、業務に求める内容、要素を明確にします。
- 作業報告書の提出、現場確認をします。
- 事前協議の場を設け、職員と情報を共有します。
- 日常的な連絡に努め、双方のコミュニケーションを図ります。

### **⑧ サービス提供体制**

#### **a 方針**

安心安全な施設運営を行い、明確な指揮命令のもと、迅速かつ適切な事務処理ができる組織構成を目指します。

#### **b 職員の研修計画**

##### **(a) 職員の資質向上研修**

- 職員階層別に必要な時期・部署に応じた研修を実施します。

##### **(b) サービス向上を図るための接遇研修**

- サービス向上を図るための接遇研修・職場内で行う集合研修・OJT研修・他の研修機関での研修・他の職場の訪問研修などを実施します。

##### **(c) 専門人材研修**

- アートマネジメント研修・全国公立文化施設協会・公共劇場舞台技術者連絡会等が主催する舞台技術研修などへ参加します。

**(d)セクシャルハラスメント・パワーハラスメント研修**

- セクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止のため相談員を設置します。
- 全職員に徹底するための研修を実施します。(随時)

**(e)人権・障がい者支援研修**

- 人権研修・障がい者への合理的配慮等を学ぶ研修を実施します。(年1回)

**⑨有料駐車場管理業務**

県民会館利用者の利便性向上を図るため、設置されている駐車場の管理運営を行います。

### (3)いわみ芸術劇場

#### ①管理運営方針

##### 第3期指定管理期間のテーマ

「しまね文化力」構想の実現

～文化の力によって人を育み、心豊かで魅力ある元気な島根に～

##### 令和2年度の重点テーマ

「連携」「協働」「交流」による文化芸術の創造と発信

(1)「石見地域の芸術拠点としての役割を果たす。」

(2)「複合施設の利点を活用して新しい文化の創造と発信を目指す。」

(3)「文化を通じて地域活性化と観光振興を図る。」

(4)「お客様サービスの更なる向上を目指す。」

指定管理第3期6年目の令和2年度は、島根県芸術文化センター開館15周年を迎えます。また、日本では東京オリンピック・パラリンピックが開催され、世界から注目される年でもあります。

美術館と劇場の複合施設という特色を活かし、また、県内の文化施設や各種団体等との「連携」「協働」「交流」を図り、島根の伝統文化や質の高い様々な芸術文化に取り組み、その活動を島根から全国や世界に発信します。

また、来館者や利用者に満足していただけるよう、ホスピタリティスピリットを高め、安心・安全・快適なセンター運営に努めます。

#### ②文化事業

センター開館15周年に合わせ、これまでセンター内外で培ってきた伝統芸能や合唱、和太鼓など劇場が注力してきた事業分野のノウハウと関係団体・県内文化施設との繋がりを活かし、活動人口と鑑賞人口の交流と拡大に繋がる事業展開に努めます。

**鑑賞事業**では、大ホールを中心に多様な舞台芸術の鑑賞機会を提供します。周年にふさわしい歌舞伎などの華やかな公演を実施することで、市外、県外からの観客を呼び込み、美術館を含めたセンター全体の賑わい作りと石見地域への誘客を促進します。また、低年齢層向けの事業を充実させ、若年層や子育て世代などの次世代観客の開拓に取り組みます。センター外においては、島根県民会館や石見地域の各自治体と協働しながら、学校や特別支援学校、病院などに芸術家を派遣し、鑑賞や体験機会を提供します。

**育成事業**では、劇場のフランチャイズ芸術団体4団体の育成と公演活動を支援するとともに、次世代の活動者である子どものための『いわみキッズ塾』や中高生が参加する合唱事業『ネクスト・クワイア』などを展開していきます。

**創造事業**では、島根県内各地に残る伝統芸能を広く紹介・発信する交流公演と、石見地域の伝統芸能と現代舞台芸術との融合を試みる創作公演を実施する『しまね伝統芸能祭』を開催します。また、県内外や海外から多数の合唱団が参加する大型合唱イベント『グラントワ・カンタート』や、開館記念感謝デーに合わせてグラントワ通りにて実施する『きんさいパレード』等の参加型事業により、センターを中心とした交流人口の拡大や、観光産業等の地域経済や文化活動の活性化を目指します。

**a 鑑賞事業**（おもな事業）

区分	事業名	開催日
センター内	松竹大歌舞伎	4月11日（日）
	2020国際子どもと舞台芸術未来フェスティバル	5月3日（日）
	劇団四季「人間になりたがった猫」	7月17日（金）
	ロバの音楽座「わいてくるくるおんがっかい」	9月4日（金） ～5日（土）
	グラントワシアター	毎月
センター外	芸術家派遣事業（学校、公民館、福祉施設など）	通年

**b 育成事業**（おもな事業）

区分	事業名	開催日
センター内	フランチャイズ芸術団体育成 〔グラントワ合唱団、グラントワ・ユース・コール〕 〔島根邦楽集団、グラントワ弦楽合奏団〕	通年
	いわみ舞台塾・いわみキッズ塾	10月～3月
	島根邦楽集団第十五回定期演奏会	3月7日（日）
	グラントワ弦楽合奏団第10回定期演奏会	3月14日（日）
センター外	いわみキッズ塾	2月～3月

**c 創造事業**（おもな事業）

区分	事業名	開催日
センター内	Museum×Theater ミューシア	5月～11月
	しまね伝統芸能祭	9月12日（土）～13日（日）
	きんさいパレード&ライブ	10月4日（日）
	グラントワ・カンタート2021	1月8日（金）～10日（日）
センター外	しまね伝統芸能祭	10月～11月

### ③文化芸術活動支援事業

石見圏域の拠点施設として、県民、文化芸術団体の文化活動を支援し、質の高い公演の場を提供するとともに、文化芸術活動を支える人材を育成します。また、文化芸術に関する調査や情報の収集・提供をします。

#### a 県民、文化芸術団体の文化芸術活動支援

##### ○企画制作の側面からの支援

- ・いわみダンスプロジェクト2020、アマチュアミュージックフェスティバルは、実行委員会と劇場が共同で企画運営し、公演の場を提供します。
- ・益田糸操り人形は、グラントワで定期的に公演を開催することで、安定的な集客や遠方からの来場を促しており、制作面では新演目や新配役への挑戦などの目標とすることで技術向上が図れ、後継者育成に繋がっています。

##### ○舞台技術の側面からの支援

- ・利用者の演出意図を最大限に活かし創造性を高める相談、支援を行います。
- ・施設利用者と催事運営について綿密な進行計画の打合せを行い、主催者ならびに観客の満足度の高い公演を行います。

#### b 公立文化施設等の能力向上

##### ○企画制作の能力向上方法

- ・他の施設に対するアドバイス、他の施設職員も参加して行うアートマネジメント研修会などを行います。

##### ○舞台技術者の能力向上方法

- ・圏域各施設の舞台技術・データを蓄積整備し相互に情報提供できるように努めます。また、同施設の職員と情報交換し、地域の文化向上に努めます。
- ・学校や公民館、福祉施設等に於けるアウトリーチ公演の技術サポートを通して、石見地域への支援体制を充実させ、舞台技術の人材育成、技術指導、研修、アドバイスなどを行います。
- ・地域伝統芸能の舞台演出効果を高めるための知識を、圏域の当該団体に伝えます。

#### c 文化芸術活動を支援する人材の育成

##### ○財団職員の育成

- ・各種研修会や公文協などの研修会へ参加し、人材育成に努めます。

##### ○ボランティアスタッフの育成

- ・視察研修・各種研修を実施してスキルの維持やモチベーションの確保に努めます。
- ・ボランティアのミーティングへ職員も参加し、意思疎通に努めます。
- ・賑わい創出の事業をボランティアと協働して行います。

○舞台を支える地域人材の育成

- ・舞台スタッフスクールを実施し、個人・団体へ舞台技術を指導します。
- ・バックステージツアーや小中学校、高校、大学などの見学対応を行ない、舞台技術・舞台設備についての知識、技術を一般県民へ普及します。
- ・職場体験やインターンシップの受け入れを積極的に行います。

**d 芸術文化の情報収集及び提供**

- 全国的なネットワークや機関を活用して情報収集（全国公立文化施設協会・劇場音楽堂等連絡協議会など）を行います。
- 各種文化情報誌や文化芸術ポータルサイトへの情報提供を行います。
- メディアを活用した情報提供（プレスリリース等）を行います。
- 利用者や県民に向けて、イベントカレンダーの発行、ポスター掲示やパンフレット配架、チケット販売、インターネット（website、SNS等）を活用して文化情報を提供します。

**④広報・利用促進事業**

美術館と劇場それぞれに趣向を凝らし企画する15周年記念事業の成功に向け、各事業担当者とともに一丸となって記念事業の魅力を全国へ発信します。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、訪日外国人観光客などが増加することが見込まれます。地方にも目を向けてもらえるよう、美術館展覧会や劇場公演事業といったコンテンツだけでなく、建物の建築的価値や設備の優秀性も含め、グラントワの魅力をソフト面・ハード面の両方から広く発信し、館としての認知度向上と誘客促進に努めます。

**a 美術館広報**

**①企画展「竹久夢二と乙女たち あこがれの美人、ときめきのモダンライフ」**

2020年4月18日(土)～2020年6月8日(月)

**②企画展「生誕150年 大下藤次郎と水絵の系譜」**

2020年7月11日(土)～2020年8月31日(月)

**③企画展「ファッション イン ジャパン 1945-2020 流行と社会」**

2020年9月19日(土)～2020年11月23日(月・祝)

**④企画展「北斎 一永田コレクション名品展(仮)」**

2020年12月24日(木)～2021年2月15日(月)



- (a) 学校等との連携による子どもたちの入館促進のための取り組み
  - ア 高校生・中学生を対象とした取り組み
    - (ア) 高校や中学校の生徒に団体に入館いただく営業活動
    - (イ) 学校行事で劇場を利用される学校への営業活動
  - イ 小中学生を対象とした取り組み
    - (ア) 近隣市町と連携し、在住の全小中学生に特別鑑賞券を配布
    - (イ) 企画展の子ども向け解説ツールを作成し、圏域の児童・生徒へ配布
  - ウ 保育園・幼稚園を対象とした取り組み
    - (ア) 近隣の幼稚園・保育園への営業活動
    - (イ) 行事で劇場を利用される幼稚園・保育園への営業活動
- (b) ターゲットの明確化と戦略的な広報展開
 

学芸員等と広報戦略会議を重ね、ターゲットや重点エリアを明確化し、戦略的な広報を展開します。
- (c) マスメディアの活用
 

テレビ、新聞等のマスメディアを活用し、スピーディー且つ広範囲に届く効果的な広報を展開します。広島・山口からの誘客も視野に入れ、広告・宣伝の効果を高めます。
- (d) センター誘客イベントの開催による美術館への誘客促進
 

マルシェやきんさいデー等のセンター誘客事業を開催し、美術館への誘客促進に取り組みます。
- (e) 自治体や地元企業、関係団体との連携
 

文化団体や地元企業、関係団体と連携し、企画展ポスターの掲示やチラシの配布、前売券販売等を行います。
- (f) 福祉施設や障がい者施設との連携
 

近隣市町の福祉施設と障がい者施設へ団体入館の営業活動を行います。

## **b センター広報**

- (a) グラントワ・ニュースやイベントスケジュール等の定期刊行物を発行し、全国へ発送します。
- (b) 自治体等の広報誌やタウン情報誌等の媒体を活用し、情報発信を行います。
- (c) ホームページや、フェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用し、常に新鮮な情報を発信します。
- (d) テレビ・新聞などの報道各社に、プレスリリースの発送や事業説明会を開催し、マスメディアへのタイムリーな情報発信を行います。
- (e) 観光情報説明会や県人会など、県内外で行われる各種イベントや会合等に参加し、センターをPRします。

### c センター誘客事業

センターを利用した様々なイベントを開催し、誘客を図ります。

事業名	会場	開催予定日
世界を食べるグラントワ・マルシェ グラントワ×アイルランド×夢二	中庭広場ほか	5月3日(日)
七夕飾り	センター内	7月上旬
夏休みグラントワ探検ツアー	大ホールほか	7月～8月
開館記念感謝祭 きんさいデー	中庭広場ほか	10月4日(日)
グラナリエ2020	中庭広場ほか	11月～12月
その他随時、実行委員会などで行う 中庭イベント	中庭広場ほか	随時

### d 入館者目標

センター全体 350,000人 (令和2年度より目標数値変更)

センターへの入館を促進するため、下記の取り組みを行います。

### e 入場券、観覧券等の販売促進

- 前売券の効率的・効果的な販売
  - ・コンビニエンスストアや各種団体の会報誌を介して前売券販売を行います。
- ミュージアムパスポートの販売促進
  - ・展覧会の魅力を発信し、リピーターの獲得に努めます。
- 「ホール友の会」の会員拡大
  - ・劇場公演事業の魅力を発信し、会員の獲得に努めます。

### f 県(学芸員等)との連携

- 企画展ごとに広報戦略会議を開催し、学芸部門と連携しながら効果的な広報を展開します。
- 計画に基づいた活動をチェックし、成果と反省を次回以降の企画展広報に活かします。
- 企画展関連イベント等の運営を、県・学芸と協働で行います。

### g 地域との連携

- 自治体、関係団体との連携  
近隣自治体と連携し、広報誌への情報掲載やポスター掲示、チラシの配布等を行います。また、近隣市町在住の小中学生の美術や劇場公演に対する関心を高め、来館しやすい環境を提供する活動を行います。(石見美術館特別鑑賞券、キッズ&ユースのための芸術鑑賞事業、バス代助成等)

- 保育園・幼稚園、小中高等学校等と連携し、きめ細かい情報発信と団体での来館促進に取り組みます。
- 地元企業や関係団体との連携  
文化団体や提携店、同業種組合、バス・旅行会社等、地元企業や関係団体と連携し、ポスター掲示やチラシの配布、チケット販売、誘客イベント開催等に取り組みます。
- グラントワボランティア会との連携  
発送作業や劇場公演時のフロント対応、館内を彩る生花等、ボランティア会と連携・協力しながらセンターの運営に取り組みます。
- 職場体験の受入  
職場体験や職場研修等を積極的に受け入れ、学校や行政、企業とともに地域の人材育成に取り組みます。

#### **h 利用促進**

- 施設利用想定団体をリストアップし、貸館営業に取り組みます。
- 過去の顧客データの洗い出しと整備により営業の推進に役立てます。
- 舞台技術支援などを通じて利用者の発掘・開発を行います。
- 文化事業の育成事業等を通じて利用者の発掘・開発を行います。
- 将来を担う若者の利用促進に取り組みます。

#### **i 稼働率・利用料金収入目標**

施設名	2020年度目標	2019年度目標
大ホール	60%	60%
小ホール	70%	70%
スタジオ1	75%	75%
スタジオ2	85%	85%
多目的ギャラリー	65%	65%
利用料金収入	23,500,000円	25,000,000円

## ⑤貸館事業

県民の文化芸術活動の場として、利用者の利便性の向上と施設の有効活用を図りながら、公平な貸出に努めます。

### a 利用料金の設定、減免基準

- 保育園・幼稚園や福祉団体の減免制度を周知し、更なる利用促進を図ります。
- お客様からの要望を受け止め、新たな利用方法を模索します。
- 平日の利用促進を図り、年間利用率の向上に向けて努力します。

	減免対象事項	減免率
1	教育委員会、児童福祉法第39条第1項に定める保育所(以下「保育所」という。)又は学校教育法第1条に定める学校(以下「学校」という。)が主催して、乳幼児、小学生及び中学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	5割
2	教育委員会又は学校が主催して、生徒(ただし、中学生を除く。)及び学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	2割
3	公共的団体が、慈善を目的として行う芸術文化公演事業。	3割
4	芸術文化鑑賞を目的とする団体が、年間4回以上行う芸術文化鑑賞事業。	2割
5	島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会、又はそれらの加盟団体が行う芸術文化事業。	2割
6	月2回以上定期的に利用する場合で、理事長が教養講座として認めるもの。	2割
7	月2回以上定期的にスタジオ1を文化団体が利用する場合で、理事長が認めるもの。	5割
8	公共的団体のうち、障がい団体・福祉団体等が主催して行う大会等で理事長が認めるもの。	2割
9	その他、理事長が特に認めるもの。	2割
<p>[備考]</p> <p>1、1号、2号において、教育委員会、保育所又は学校に準じるものが、乳幼児、児童、生徒及び学生のために教育的、文化的な催し物を行うときも同様とする。</p> <p>2、1号、2号において、鑑賞を目的として乳幼児、児童、生徒及び学生が出演しない場合は、「入場料 1,000円以下」の使用料とする。</p> <p>3、5号においては、主として当該団体が出演又は出品する場合とする。</p>		

## ⑥利用者サービス向上

優れた文化芸術に親しむ場を提供するため、多様な来館者に対し、常に親切丁寧な受付や案内を心がけ、サービスの向上に努めます。

### a 利用者サービス向上策

- (a) バリアフリー設備や備品の備えなど障がい者、高齢者等への支援と配慮
- (b) 公演時の託児サービスや授乳室など乳幼児や子育て親子の支援と配慮
- (c) センター見学者へ施設案内の充実
- (d) 観光客へ観光や交通情報の案内
- (e) 専門研修を受けた職員を配置し、お客様の要望に柔軟に対応

### b 苦情等トラブルの未然防止と対応策

- (a) 利用する施設の注意事項一覧を作成し、利用者と情報共有
- (b) 苦情・トラブル発生時の速やかな初動対応と、原因究明による業務改善
- (c) 県への迅速な報告と協議
- (d) 苦情・トラブルの情報集約と、職員間での問題共有
- (e) 苦情・トラブルは財団定例会や県との経営会議で検証し、改善策を検討

### c 利用者等の要望の把握及び対応策

- (a) アンケートの実施による利用者の満足度の把握
- (b) お客様との対面による会話やインターネット、SNSを通じた意見聴取
- (c) 様々な意見や要望は、財団定例会や県との経営会議で検証
- (d) 全国の劇場、美術館等の参考事例や対応を共有

### d 利用時間、休館日

- (a) 施設開館時間は、条例に基づき午前9時から午後10時まで
  - 劇場は午前9時から午後10時まで
    - ※劇場においては、利用者の要望により柔軟に対応
  - 美術館は午前9時30分から午後6時まで
    - ※4月1日から上記時間へ変更
- (b) センター休館日は、毎月第2及び第4火曜日（美術館は毎週火曜日。休日と重なる場合は開館とし、翌日以降の最初の休日でない日を休館とする）と年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）
  - ※ただし、来館者多数見込日は県と協議のうえ、休館日を変更
- (c) 令和2年度の石見美術館臨時開館日
  - 令和2年5月7日（木） ※振替なし
  - ゴールデンウィーク期間中の平日、企画展開催期間中

(d) 令和2年度のセンター臨時開館日

○令和2年8月11日（火）お盆期間中、企画展開催期間中

※8月18日（火）に振替

○令和3年1月2日（土）、3日（日）年始、益田市成人式

※令和2年12月28日（月）、29日（火）に振替

## ⑦施設の維持管理・危機管理

### a 個人情報の取り扱いについて

(a) 個人情報の取得にあたっては、利用目的を明らかにし適正な方法で取得します。

(b) 個人情報の利用にあたっては、個人情報保護の重要性を認識し、利用目的の範囲内で利用します。

(c) 個人情報の管理にあたっては、必要な安全対策を実施します。

(d) 個人情報保護士資格取得者を配置し、各部署に置いて個人情報の管理を徹底します。

(e) 島根県個人情報保護条例第9条の2に基づき定められる協定書内容を遵守するとともに島根県情報公開条例第36条の規定についても遵守します。

(f) 島根県情報セキュリティポリシーの内容を全ての職員ならびに外部委託事業者に浸透するよう努めます。

### b 緊急時の危機管理体制・対応・防災対策について

(a) 危機管理マニュアルの見直しや手順の遵守、県と連携の下、迅速に関係機関に連絡できる体制を構築します。

(b) 訓練やシミュレーションを警察、消防、災害体験者を交えて実施します。

(c) ゲリラ豪雨や大地震など突発的な危機を速やかに確認するように努めます。

(d) 益田市の一時避難所として受入体制を確立します。

(e) 警察等関係機関と定期的に情報交換を行い、不測の事故、犯罪を未然に防ぐように努めます。

(f) 年間を通じ、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策、倒木防止の為の点検や全国的に生息域を広げる蚊・ヒアリなどの情報収集等、新たなリスクへの対応を検討します。

### c 施設の維持管理について

(a) 指定管理業務の仕様基準を確実に履行、達成します。

(b) 点検・検査を適切、確実に履行します。

(c) 省エネルギー対策の新たな取組みを検証・実施し、環境負荷の低減に取り組みます。

- (d) 中長期修繕改修計画や予防保全の取組みを徹底します。
- (e) 清掃部門、警備部門、テナントのショップ、レストランとも連携し、設備、備品の維持管理に努めます。
- (f) 利用者の多様な要望に応えるため舞台技術職員のスキルアップを図るとともに舞台施設を適切に管理・維持し利用者全てに安全・安心・良質な舞台芸術を振興します。
- (g) 安全性の確保を第一に、適切な舞台運用の操作、監督を行います。
- (h) 舞台・音響・照明の各機構や設備の各附帯備品の整理に努め、整備管理を行います。
- (i) 指定管理者の仕様書で定められた、舞台・音響・照明の各機構や楽器等の設備に対する保守点検委託業務を管理します。
- (j) 舞台・音響・照明の各機構や設備など中長期的な修繕改修計画の見直し検討を行います。

#### **d 経費の効率的な執行**

- ・ 利用料金の収入確保、増収に努力します。
- ・ 文化事業の増収に努力します。
- ・ 文化事業における公的補助金や民間助成金の獲得等ファンドレイズに努めます。
- ・ 経費削減、効率化に一層取り組みます。

#### **e 外部委託内容、進行管理**

- ・ 委託業務の確実な履行を確認し、課題を把握します。
- ・ サービス水準、ホスピタリティ管理を徹底します。
- ・ 業務評価の提出と委託管理としての評価を実施します。

#### **f グラントワボランティア会について**

グラントワボランティア会は、現在66名（延べ97名）の方々が在籍（令和2年2月1日現在）しており、11の部門毎に活動を行っています。今後も連携、協働を図っていきます。

- (a) 担当職員の配置と予算措置による活動の充実
- (b) ミーティングや研修会の参加、協力
- (c) ボランティア保険の加入による安心の確保
- (d) ボランティア活動特典の付与（活動時間をポイント換算し、劇場の文化事業補助券、レストラン・ショップ買物補助券と交換）
- (e) ボランティア活動状況の広報と新規会員の獲得
- (f) 桜のオーナー（49名）と協働した景観づくり作業

## ⑧サービス提供体制

### a 方針

- サービス向上や危機管理に対応するため、様々な課題に対応できる組織体制とします。
- 芸術監督やアドバイザーのノウハウを、特色ある劇場の事業運営に活かします。
- 必要な資格者、専門人材、人員を適切に配置するとともに優秀な人材を確保します。

### b 職員の研修計画

センターのより良い運営のため、職場内研修の実施や外部機関を利用する職場外研修に参加し、職員の能力開発を行います。

下記の研修を中心に、全職員ができるだけ多くの研修を受講できるよう努めます。

- 職員の資質向上のための研修
- サービス向上を図るための接客研修
- 専門研修（広報研修、アートマネジメント研修、舞台技術職員研修 等）
- メンタルヘルス研修、各種ハラスメント研修
- 人権・同和問題研修、障がい者支援研修



#### (4)八雲立つ風土記の丘

管理部門においては、風土記の丘展示学習館の入館料の徴収事務のほか、利用者がいつも気持ちよく利用していただけるよう施設・設備の維持管理、除草、樹木管理などの業務を的確に行います。

学芸部門では、常設展のほか歴史文化の情報発信と調査研究の成果として開催する企画展やミニ企画展2本、発掘速報展を実施します。また、全国の風土記の丘で唯一の風土記植物園を活用する植物園教室のほか、地域の方々と交流するイベントの開催や数々の普及体験事業を実施することにより風土記の丘への理解と関心を高めていきます。

##### ①指定管理事業

###### a 維持管理に関する業務

風土記の丘及びガイドンス山代の郷の施設・設備の維持管理、地内に点在する史跡等（山代二子塚古墳、岩屋後古墳、出雲国府跡、大草古墳群、南新造院跡、南新造院瓦窯跡、北新造院跡、山代方墳、山代郷正倉跡、乃木二子塚古墳）の維持管理に関する業務を行います。

○除草、樹木剪定・枝打ち、ゴミ拾い、トイレの清掃や配管の凍結防止、除雪等

###### b 歴史文化の情報発信と調査研究

###### (a)魅力ある展示事業

国の重要文化財に指定された「額田部臣」の銘文入り大刀や「見返りの鹿」などの形象埴輪は全国でも特に注目され、こうした貴重な資料を展示する常設展を通年で開催するとともに、企画展、ミニ企画展、速報展を季節に応じて開催します。またガイドンス山代の郷では、ロビー展などの各種展示を通じて誘客を図ります。

###### (b)調査研究

収蔵資料及び借入資料をはじめ周辺遺跡に関する調査研究を行うとともに、2021年度の展覧会開催に向けての調査研究を行います。

###### c 青少年等の学習及び交流の場の提供

###### (a)交流・交歓の場事業

こどもまつり、月の宴、国府まつり・出雲国府健康ウォーク（地域連携）、植物園教室（年3回）

###### (b)普及・体験事業

茶臼山登山、史跡見学会、土器づくり・野焼き（こども風土記の丘教室）、風土記の丘教室、健康・歴史ウォーク（公民館連携）

### **(c)その他の事業**

館内見学者対応、ニュースレター (DeerNews)、館報「八雲立つ風土記の丘」の発行

### **d インターンシップ・職場体験事業**

地元の中学生の職場体験受け入れ、高校生の研修、広く県内外からの大学生などの学芸員実習やインターンシップの受け入れを行います。

### **e 歴史文化資料等の提供**

展示図録、発掘調査報告や出土資料に関する出版物など専門的で入手が難しい書籍を提供すると共に、あわせて歴史文化に関する図書やグッズを提供することにより、風土記の丘や古代の歴史文化により関心を高めてもらいます。

### **f 八雲立つ風土記の丘友の会**

風土記の丘の応援団的存在である友の会では、より風土記の丘を理解していただくために幅広い活動を行います。

- 文化財散歩
- 研修旅行
- 月の宴お茶席等
- 意宇六社めぐり

### **g その他**

- 「しまねミュージアム協議会」の事務局として活動します。
- 「出雲國まほろばガイドの会」と連携し、館内の案内やイベント時の体験ワークショップの運営を行います。また、文化庁の補助を活用しボランティアガイドの養成も行います。
- 「こどもまつり」開催にあたっては、「古志原ボランティアの会」など地域の協力を得て実施します。
- 植物園の草取りなどを行う「ニレの会」、地内の清掃活動を行う「少年友の会」（松江地方裁判所）、天理教、個人参加の施設維持ボランティアなど、各種ボランティア団体、個人の協力を得て、より良い環境が保てるよう努めます。

## (5)「少年自然の家」施設管理運営事業

長年の運営で培ってきたノウハウを基に、利用者ならびに入所者の安全安心に配慮した管理運営を確実に行うとともに、県教育委員会と連携した研修事業や子どもたちが参加する主催事業（自然体験学習事業）にも積極的に取り組んでいきます。

また、使用料ならびにシーツ利用料の徴収事務を適切に行うとともに建物、設備等の維持管理を行います。

### ①施設維持管理業務

- a 県有自動車（送迎用マイクロバス、ワゴン、軽トラック）の運転並びに維持管理業務
- b 施設設備の維持管理業務（空調機器、ガスボイラー、給排水・消火設備、電気設備等）
- c 環境整備業務（植栽の草刈り、剪定等）
- d 野外教育施設・設備・教具の維持管理業務（ケビン棟、炊飯場等の野外教育施設）
- e 室内活動施設の維持管理業務（体育館、創作棟）
- f 宿泊棟、管理棟等の維持管理業務
- g 給食の維持管理業務（衛生管理、アレルギーへの配慮、メニュー（食材）の公表と事前の相談対応、新鮮かつ安全な食材確保等）  
（令和元年度実績（12月現在） 延べ3万3千食以上提供）
- h その他の維持管理業務

### ②施設運営補助業務

- 管理業務（広報・啓発、運営委員会開催、予算執行・管理）
- 施設運営補助業務（年間の事業等スケジュール決定、使用許可、受入、備品管理等）
- 施設使用料及びシーツ利用にかかる料金の収納事務 ほか

### ③主催事業運営補助業務

- 少年自然の家が主催して行う自然体験学習事業の補助
- 自然体験学習事業一覧（予定）

NO	事業名	実施時期	参加予定人数等
1	利用団体指導者研修会	前期 4/24（金） 後期 7/22（水）	90名 入所団体担当者
2	オープンデー	5/10（日）	一般参加
3	第1回運営委員会 第2回運営委員会	5/20（水） 2/26（金）	各13名
4	チャレンジ・ザ・サマー	7/11（土）～12（日）	100名

NO	事業名	実施時期	参加予定人数等
5	ジュニア・サマーキャンプ	8/1 (土) ~6 (木)	20名
6	ミニ・キャンプ	① 8/9 (日) ~10 (月) ② 8/22 (土) ~23 (日)	各 12 家族
7	子ども探検隊 in 自然の家	10/17 (土) ~18 (日)	40名
8	森と海のつどい	11/7 (土) ~8 (日)	40名
9	かわいい子には旅をさせよう	① 12/5 (土) ~6 (日) ② 12/12 (土) ~13 (日)	各 32名
10	ジュニア・ウィンターキャンプ	1/9 (土) ~11 (月)	24名
11	ボランティア養成講座	2/13 (土) ~14 (日)	30名
12	ちびっこわくわくデー	毎月 1 回	一般参加